

総務民生常任委員会記録

1. 開催日時 平成 29 年 9 月 14 日（木） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 吉津委員長・江原副委員長・田村委員・三輪委員・
長尾委員・岩藤委員・橋本委員・綾城委員
4. 委員外出席議員 武田議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 永田局長・岡田次長・佐伯書記
8. 協議事項
9 月定例会本会議（9 月 8 日）から付託された事件（議案 5 件）
9. 傍聴者 なし
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 10 時 8 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

平成 29 年 9 月 14 日

総務民生常任委員長

吉 津 弘 之

記 録 調 製 者

佐 伯 加 寿 馬

吉津委員長 おはようございます。本日の出席委員については委員8人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務民生常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いいたします。また、委員におかれましては、本委員会での表決の際に挙手をされない方は、反対として取り扱いますので、ご了解願います。それでは、これより、本会議で本委員会に付託されました議案5件について審査を行います。

はじめに、議案第2号「平成29年度長門市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 おはようございます。国民健康保険事業特別会計につきましては、提案説明のとおり、人事異動に伴う人件費の調整及び、平成28年度の事業費精算に伴う各種返還金等を計上しており、補足説明は特にございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第4号「平成29年度長門市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 補足説明は特にございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第5号「平成29年度長門市電気通信事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 おはようございます。提案説明のとおり、10月からの指定管理者制度移行に伴うもので、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

三輪委員 指定管理に伴うものということですが、今の通信速度が遅いという苦情がほっちゃテレビに入っていると思いますが、指定管理になるにあたって、

これに対する対応について教えてください。

伊藤企画政策課長 利用者の皆様方から何名か、速度が遅いよという相談とか、それは承っております。今原因は業者からの提案で調査をしておりますけれども、やっぱり予算的に多額なものが出ると思っておりますので、今現段階で調査を継続して進めているところでございますけれども、市の負担であることが出てきた場合には市でということで、また、指定管理のほうでやるべきことが出てきたらそちらでということで、調査をした後にこちらのほうで協議をしたいというふうに思っております。

三輪委員 当然、速度が遅いというのは他社との競争で、他社への乗り換えという方が多々出てくる可能性もありますので、手数料とかの収入減にもなりますので、私も高速の方にしておるんですけど、慣れたのかもしれないけど、遅いなという気がするんです。他社からの勧誘にはこういう議員ですから、ほっちゃテレビから離れるわけにいきませんからということで、ほっちゃテレビのほうでお付き合いをしておりますけど、何とか通信速度が、お客様が満足できるような速度に早くしていただかないと、結局他社の競争に負けますもので、その対応のほうをしっかりと市のほうでやっていただいて、指定管理のほうに引き継いでいっていただきたいと思います。

吉津委員長 ほかにご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 5 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 5 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 6 号「平成 29 年度長門市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

川野市民福祉部長 補足説明は特にございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 6 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 6 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。最後に、議案第 18 号「工事請負契約の締結について（俵山多目的交流広場クラブハウス等建築工事）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

藤田企画総務部長 提案説明のとおりであり、特に補足説明はございません。

吉津委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

田村委員 おはようございます。事前に財政課長といろいろお話をしたら、完璧に言い負かされてましてですね、もう降参をあげているんですけども、それでも意地を見せて。本会議で林哲也議員からも質疑がありましたけれども、ほぼ同趣旨なんですけども、たとえば今回の入札と協同企業体と単体企業との混合入札としたという形の質問がありまして、それに対してその時のご回答では競争性を確保するためという形と、平成合併のときに決めたこれですね、長門市特定建設工業企業体取扱要項、第3条第2項に特定工業企業体は2億円以上のものは共同企業体でやると書いてあるんですけども、その中にあっても工事内容等によって単体企業で施行できるものと決められるものは、単体企業による入札、または単体企業等特定企業体との混合による入札ができるものとするのできる規定があるんですけど、まずそこで第2項の特定企業体の対象工事であっても工事内容にとって、単体企業で施行ができると認められるものは認められるもの、誰が認めるのか。いつ。今回の俵山の工事の時に、いつそれが決まったのか。というのは今年の2月、3月くらいから私みたいな力のない市会議員に対しても業者さんからいろいろ問い合わせが来るんですよ。どうなっているのかって。私はそういうものはあんまり受け付けないんですけども、ずっと見てて、今までは今までの経歴の中で合併以降の2億円以上の建設工事は工業企業体でやってきた、ところがこの場合から急に変わったという形に今、結果的にそうなったんですかね。事実はそのような話で、何で変わったのか分からないという形でね。結局おそらくこれは連合を組まないといけないからどこも組むかとかね。どういう価格にするかという調整をしたんでしょうね、業者さんは当然真剣です、必死ですからね。やっている最中にもしこういうのが出てきたらまた全部最初からやり直さんにやいけんっていう話になる。だから、認められるものというのは、いつも認められるんならいいけども、場合によっては認めない、場合によっては認めるっていうふうな可能性もこの文章から考えられるわけですよ。だから、今回の俵山の工事について混合による入札ができると決定したのはどこで、いつなのか、お分かれば教えていただきたい。

光永財政課長 少し補足も加えさせて回答させていただきたいと思いますが、まず、この工事、毎回工事を入札する際には、指名審査会に諮って条件とか、指名の場合は指名業者等を決定させていただくことになります。条件入札の場合に、今回は3,000万円以上は通常、条件入札を行うこととなりますが、条件入札の場合には、施行ができる業者の基準として、1つ実績というものを求めています。この実績のラインというのが概ねでございますが、通常の普通の工事であれば、うちの予定価格もおおよそ、3割程度目安にしております。3割程度であれば施工可能だろうと。ただ特殊な工事につきましては、半分以上とかおおよその目安は持っておるんですが、そのへんを基準に指名審査会のほうで

諮らせていただいております。今回の工事につきましては、6月5日に指名審査会で諮ったところではございますが、まず協同企業体のほうの実績の条件として、今回の予定価格の約3割相当、1回目の入札公告の際には、1億3,000万円以上とさせていただきます。これに対しまして、単体の企業の場合はどうするのかと。当然単体企業でも同じ能力を持っておかなければならないということでもありますので、単体企業におかれましても、単体で1億3,000万円以上の工事の実績を有している者というものを条件とさせていただきます、こちらの6月5日の指名審査会に諮りましてご了解をいただき、これに基づいて入札公告を行ったものでございます。

田村委員 6月5日に指名審査会でお決めでなって、要するにこの場合は混合でいくんだと。今回はね。あとでも確認しますけど、いくんだということを6月5日に指名審査会で決めて、そしてそれに適合する業者さんにそのことの知らせ、通知、案内、何て言うんですかね、それを出したと。間違いない、それで。

光永財政課長 条件入札の場合は、こういう条件で入札しますよということで、入札公告、これをかけます。これはですね、6月5日に指名審査会で決定して、それから手続きを行いまして、6月7日に公告を出しております。これに基づきまして、条件に合致する業者で参加したいという業者は、6月21日までにこちらのほうに申し出てくれということで、手続きをとったところでございます。

田村委員 それで、6月7日に公告をして、業者さんが、俺らもできらあやと。私のとこもできると判断をして、協働でやるという話はいつengo破算にしても単独で切り替えるとかいろいろあったらしいんですよね。この間、商工会議所からも日にちは忘れましたが、要望書というんですか、来ましたね。私は地元紙の記事でしか見てないんですけど、現物は見えないから具体的な内容は分かりませんが、やっぱりなぜ変えたのかっていうね。今までずっと協同体できたのが、この事業だけ急に混合になったっていう。本会議での林議員の質疑に対しては、競争性を高めると。今のままでやったら競争性ができないという形で、それは一理ありますよね。でも、いろんなところから不満が出ているということは、決めるということはあなた方は行政ですからきちんとぬかりなくやっていると思うけれども、やっぱり周知期間とか急に変わっているというのはね、特にこれは業者さんの的にはそれで命をかけているような仕事をされているわけですから、そのあたりの気持ちというか、そういう温かさと言いますかね、そのあたりがちょっと僕は欠けているんじゃないかっていう気はしますけどね、そのあたりいかがですかね。

光永財政課長 質問は最終的には周知の話であったと思いますが、その前に話のあった、急に变えた、これまでの経緯のほうもちょっと説明させていただけたらと思うんですけど、まずうちの財務規則の第101条でございますけど、競

争入札参加者の指名として、競争入札に参加する者をなるべく 3 者以上指名しなければならないという項目がございます。この項目はあくまで指名競争入札の場合ではございますが、この条文根拠に条件付き一般競争入札の条件を設定する際も、条件に当てはまる業者が参加する、しないは別として、少なくとも 3 者以上いることが競争性を担保できる必要最低ラインの数であると考えております。これまで実は市内の営業者というのは 6 社ございました。協働企業体は 2 者以上で組む必要がございますので、どういう組み方をされるかは別にして、想定では一応 3 協働企業体までは組めるという状況でございました。ただし、こちらのほうは 29 年の 4 月にランクの見直しということで変更させていただいております。これは 1 年 3 ヶ月前に業者の皆さんにも周知させていただいたんですが、このランクの見直しによって、市内 A ランク業者が 5 社しかございません。5 社で 2 者以上の協働企業体を組むということになりましたら、当然 2 企業体しか組めないという状況になります。従いまして、先ほども申し上げましたが、最低でも 3 者は確保しないと競争性は担保できないといううちの考え方から、じゃあ 3 者以上とするためにはどうすればいいかということで、今回協働企業体の要項も見させていただいたところ、単体でも参加できると。単体も施行可能かどうかというのも当然、施行可能であるということは条件になりますが、この条件に当てはまるのがどれだけいるかというところで、市内業者も全部確認しましたところ、これであれば 3 者以上は確保できると、参加しようと思えば確保できるということになりましたので、こちらに基づき、条件付き入札の条件をそのようにしたところでございます。

田村委員 聞けば聞くほど反論したくなるという話ですよ。確かに 2 者以上は 3 者のほうが談合は少なく、危険も少なくなるし競争性は高まるということが言えるけれども、2 者しかいないものを、実際はね。2 者しかできない、今までのやり方で言えば。それを無理に 3 者にして競争性を高めると。そこに僕はあんまり良い感じはしない。2 者で十分競争させるということも考えられないですか。2 者じゃ絶対駄目なわけ。3 者のほうが良いというのは 2 者よりも 3 者のほうが良い。そんなこと言うんだったら 3 者よりも 4 者のほうが良い。だからそのところ。そういうね、決めるのは先ほど聞いているのは、決めるのは指名審査会ですよ。それを決めたら今まではずっと協働企業体でやってきたものを、今度は単体企業も入れますよ。変更する場合は、そういう点では規約に載っているからそんなのも周知していることだからというのは、僕はちょっと親切心が足りないんじゃないかなと思うんですけどね、どうですかね。

磯部副市長 私が指名審査会の会長でございますので、私のほうから答弁というかご回答をさせていただきたいと思います。まず、先ほど財政課長が申したのは、最低でも長門市の場合は、財務規則の中で、3 者以上、少額であつてもと

ということでございますけれども、少額であっても 3 者以上の入札が競争性が確保されるべきだと。昨年までは今回ちょうど入札参加資格のラインが今までは P で、総合評価のみを採用しておりまして、そのランクでいけば 6 社おられたと。ところが今年の入札参加、2 年に一度でございますけれど、これで今回は技術評点というものもより品質を確保するということで、技術評点も担保するという 2 つの評点で今回からランクを決めるということにしております。その結果、担当課長が申しましたけれども、5 社しかいないと。5 社になりますと、JV になっちゃうと 2 者が出てくるということでございます。従いまして、少額でも 3 者以上の競争性を担保するという大前提の中で判断した場合には、やはり当然、単体で成功できるという実績、能力を、これは担保したうえでの話でございますけれども、それで 3 者以上確保するためにはどうしたらいいかということでございまして、担当課長が申し上げたとおりでございます。

田村委員 私、ホームページにずっと入札の出てますよね。あれ全部見てるわけでもないから覚えていないんですけど、入札もいろいろあるから区別できませんけれども、2 者でやるっていう場合もあるわけでしょう。

磯部副市長 指名審査会における指名の決定等につきましては 2 者ということとはございません。たまたま、たとえば 5 者指名をし、3 者が辞退をされ、結果的には 2 者入札というのはあるかもしれませんが、1 者入札の場合でしたらこれは入札の中止となりますので、指名段階において 2 者指名というのはございません。

田村委員 ということは、指名段階で今度から必ず 3 者以上になるという形に。今までもそうだったんでしょうけども、絶対これからはそういうふうになるということですか。

磯部副市長 先ほども申したとおりで、これからも当然施行能力が担保できるという前提のもとでございまして、競争性を担保するためには少なくとも 3 者以上という形で指名審査会には臨んでまいりたいと思っております。

田村委員 仮定の話ですけどね、A ランクの業者さんが更にたとえば減ったとします。そうした場合は、もう全部単体でやらんしょうがないような状態になりやせんですか。

磯部副市長 当然ながら工事内容によりますけれども、単体で施行可能ということであれば、たとえば今先ほど 2 億円以上建築工事でございますけれど、2 億円以上については協働企業体が原則であるという形がございまして、2 億円以上の工事の発注内容に基づく、先ほど財政課長が申しましたけど、実績を求めます。そういった中での判断の中で、単体で施行可能ということであれば、3 者以上。しかし、今議員ご指摘のとおり、2 者ということになりますと、たとえば近隣を入れざるを得ないかもしれません。このことにつきましては、ちよっ

と古いんですけど、私財政課長のときに、この話というのはいつも出ておりました。果たして数億の事業費に対して本当にお前ら 2 億でええんかよと。一般質問されたこともございます。そういった中で、いろいろ喧々諤々する中で、市内業者の優先、これにつきましてはこれからも献じていこうと。じゃあそのためにはどうしたらいいかという形の中で、いろいろ検討して現在に至っておるということでございます。あくまでもやはり競争性というのは、たとえば会計検査もございます。長門市さんはたとえば 2 者で本当に担保できるのと。逆にいけば 200 万円以下でも 5 社なんです。財務規則上では 3 者でございすけれども、工事の執行規則上は 500 万円以下であっても 5 名を指名すべきだと基準がございます。そういった全体的な判断の中で競争性を高めたいというように考えております。

田村委員 なかなか破れませんね。一番最初に言いましたけれども、やっぱりこの間の俵山の工事について、確認ですけども、単体と混合になったというのはこれが初めてですかね。それまでに以前にあったんですか。僕が聞いている範囲では初めてだというふうに聞いているんですけど、事実としてお尋ねいたします。

光永財政課長 合併して以降の話になりますが、合併して以降でこの混合入札をされたというケースはないと聞いております。

田村委員 だから、業者さんというのはいろいろ分からないことが多いので、課長とか副市長が思っているより、理解されておられる専門家であってもやっぱり行政というのは僕らが見てもなかなか分かりにくい。だからもっと、今まで協働企業体でやるもんだとばかり思っていますから、まさか単体が入っているということは想定していない中で急遽変わるという印象になっているわけですよね。そのあたりはやっぱり僕は業者さんの気持ちもくみ取ってあげる必要があるんじゃないかという形ですね。これはもう、そんなことはしませんという話でしょうから。ぜひそれはあまりにも冷たすぎると思いますね。それと、これは単なる私が分からないから教えてほしいんですけども、変動型最低制限価格制度というのが今度入りましたね。予定価格を基準とした最低制限、要するに予定価格というのは事前公表は今にはなくなっているわけでしょう。ほとんど事後公表。

光永財政課長 今原則事後公表にしておりますが、原則としているのが今土木工事 500 万円以上。以下の場合には事前。それとあと建築工事につきましては、試行を行っているところでございます。

田村委員 それの予定価格がもう事後公表という形になれば、業者さんは自らの積算の能力を精いっぱい使って価格を設定していくしかないもので、そうなるのと、業者さんが出してくる価格を実勢、ここに書いてありますね。業者の考え

る工事価格を実勢価格として捉え、これに基づいて算出した額を最低制限価格に設定する変動型最低制限価格制度を導入したところでございます。これね、分かるようで分からないんですけどね。ちょっとこのあたり説明をお願いします。

光永財政課長 今回本市がこの4月から導入している変動型最低制限価格、これは業者が入札されますが、入札のうちの有効札、当然予定価格を超える札は無効となりますので、予定価格を下回る有効札、この有効札を全部足しまして平均値を出します。この平均値をあくまで業者が考える実勢価格と考えます。ただ、最低制限価格ですから、それ以上下回ったらいけないよというラインをどこに設定するかという部分でございます。この部分をその平均価格から95%をかけた数字、ここを最低制限価格に設定いたしまして、これを下回った場合には落札できないと。ですからその範囲内におさまっている、一番下の札を落札者とするという制度が今回の変動型最低制限価格制度でございます。

田村委員 分かりました。それで、競争性の確保とかいう点からして、他市の状況はどんなです。よその市もだいたい同じような状況に追い込まれているというのは言葉が悪いですけど、状況に置かれているんじゃないかと思うんですね。他市で、長門市として参考にできるような入札方法を変えたところとかありましたらお願いします。

光永財政課長 こちらの方、今回本会議の方でも答弁させていただきましたが、一番問題視したのはくじ引きの多発。以前の方式であれば、予定価格、積算能力は市内の業者さん皆さん高いですので、予定価格を事後公表にしてもはっきり算出できると。予定価格が算出できたら以前のやり方でございましたら最低制限価格は算出できるようになっておりました。従って、低いところで目指した場合にくじ引きが乱立すると。特に5者、6者、多いときには8者というくじ引きの状況がございました。これでは競争性が担保できないんじゃないかということで、今回の制度を考えたところですが、これにつきましては実は昨年、本市で変動型最低制限価格の導入を検討していた時点の状況ですが、県内他市の同価格の入札によるくじ引きの落札者の決定状況は、昨年開催された13市の入札契約工事検査等事務研修協議会、こちらのほうでも話題となっておりまして、くじ引きによる落札者を決定するケースが増えることは望ましくないという声が上がっております。県内他市の状況でございまして、まず近隣の萩市でございしますが、こちらのほうは最低制限価格制度自体を導入しておりませんでしたので、下がないという状態です。従いまして、落札の下限を設けておらないことから、くじ引きもほとんど発生しないということでございました。また、美祢市の場合は、国に準拠して最低制限価格制度を導入しておりますが、予定価格をやはり事後公表としてもやっぱりくじ引きは減らないと。このへん

を解消する方法を検討中であるということで、この時にうちのほうは変動型を検討中だよという話もお互いしたところでございます。また、山口市におきましては、従来の計算式で算定しました、最低制限価格に対しまして、開札直前に 1.000 から 1.0099、この範囲までの範囲でランダムに発生させた変動率を掛け合わせる変動型最低制限価格制度を導入されておりましたが、この変動率によって、最低制限価格が高くなったことで業者が失格になるというケースということがございまして、これもあくまで運任せの落札であるということから、今見直しのほうをされている状況でございます。防府につきましては、実は先行して変動型最低制限価格を導入されておりましたが、予定価格を事前公表から事後公表にするということで、このタイミングで変動型を取りやめられたところでございます。しかしながら、やはりくじ引きが発生するという状況は変わっておりませんでしたので、こちらのほうは今後くじ引きの発生率の状況を見て、やはりこちらのほうも再検討する必要があるんじゃないかと考えられておられるようです。うちのほうはこの変動型を導入するにあたって、参考にさせていただいたのは、全国でもあちこちこのくじ引き等の問題から変動型を入れたところがございます。たまたまうちの職員が研修に行った際に、先進事例で東京の立川市、こちらのほうも変動型の導入制度の説明がありまして、こちらのほうを参考にうちの制度を組み立てたところでございます。

田村委員 勉強会みたいで申し訳ないけども、萩市の場合の最低価格制限がないというのは、これ国のあれと違反しているというか矛盾しているというか、品質保守とかそのあたりは萩市さんの場合はどうされているのかお分かりになりますか。

光永財政課長 萩市の考え方は、最低制限価格を導入していないという考え方自体は確認しているんですが、それがなぜかというところは諸事情はあると思います。従って、萩市の場合は、そのやり方でも品質方法は確保できると判断されての導入だとうちのほうは考えているところでございます。

江原委員 ちょっと素人なものですから教えていただきたいんですけども、これまで 2 億円以上については協働企業体の入札、これは他市も一緒だというふうにお聞きしているんですけども、どうしてこれまで 2 億円だったものを、2 億円以上については協働企業体というのが慣例に、規則があるにも関わらず、慣例になっていたということをお聞きしたいんですけど。

光永財政課長 他市におきましてもやはりこの協働企業体の要綱のほうは定められていると思いますが、金額についてどこから協働企業体を編成するかという部分については、市町バラバラでございます。長門市におきましては、確か合併当初、前の要綱を見ていないから分からないんですけど、途中、2 億円に引き下げての設定、建築工事はございますが、引き下げての決定だというふうに思

っております。

江原委員 先ほどからの議論で協働企業体になっているというのは、品質保持という観点が非常に高いというふうにお聞きしたように思っているんですけども、今回変えたということは、品質保持よりも競争性を優先したということで、先ほどから言われているように、工事単体で施行できるという工事に判断したものについては競争性を優先すると。品質保持よりも競争性を優先したということでよろしいですか。

光永財政課長 競争性と品質保持、これはうちのほうは同じ高順位でまず一時的に考えるべきだと思っております。従いまして、先ほどもちょっと述べさせていただきましたが、品質確保については主に実績の部分で判断させていただいております。これにつきましては、協働企業体、そして今回単体につきましても同じ条件での実績を有するということで判断をさせてもらっているところでございます。

田村委員 しつこいのが私の持ち味ですけど、今後俵山の工事で 2 億円以上超えるもの、これはずっと混合方式でやると。場合によっちゃまたなるとかいうことはあるんですか。ずっと混合方式に。しかも考えられないですよ、5 社しかいなかったら。ずっとそういうふうになるんだという形で想定していいのかどうか。

光永財政課長 現在の状況のままでございましたら、先ほども言ったとおり、きちんと競争性を担保するというのがございます。ただ、混合で単体を入れる場合もあくまで施行可能というところが条件になりますが、そのへんが判断できるのであれば指名審査会にあくまで諮ることにはなりますけど、その案を作成するのはうちのほうでございます。財政課のほうでございますから、案の作成段階ではその方向で上げさせていただきたいと思います。

吉津委員長 ほかにございませんか。ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 18 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。挙手全員です。よって、議案第 18 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。これで総務民生常任委員会を閉会いたします。どなたもお疲れ様でした。